

南海橋本自動車学校 入校規約

第1条 (目的)

この規約は、南海橋本自動車学校（以下「学校」という。）の秩序を維持し、教習業務の適正かつ円滑な運営を図るために必要な事項を定める。

第2条 (入校資格)

次のいずれかに該当する方は入校できません。また、申込・入校に関し虚偽事項が判明した場合は、直ちに契約解除・退校とし、それに対し異義のないものとします。

- (1) 法律で定められた年齢、視力、色彩識別、身体の基準等に満たない方。
- (2) 運転に支障のある障害及び運転に影響する病気（病状等）がある方。
○事前に住所地の運転免許センター「運転適性相談窓口」で適性相談を受けた結果、不適性となった方。
- (3) 現有免許所持者で免許停止処分中及び紛失等により免許証が手元にない方。
- (4) 法令で定める免許の拒否・保留処分等の欠格事由に該当する方。
- (5) 未成年者（20歳未満）で同意書（保護者欄は保護者の直筆とする）の提出がない方。
- (6) 妊娠中の方。
- (7) 日本語の学科教本や学科試験の内容を理解することが困難な方。入学テストで60点未満の方。
- (8) 書類不備や教習料金の未納等、手続に不備のある方。
- (9) 刺青、タトゥー、それらに類似するものをしている方。及び本規約第10条に該当する方。
- (10) 教習や集団生活に適さないと判断された方。
○当校職員の指示等に従わない方。また当校の運営方針及び教習方針に納得できない方。
○粗暴な言動や大声など他人に迷惑をかける恐れがあると当校が判断した方。

第3条 (入校申込みと申込契約の解除)

本入校規約に同意し、入校申込書（記入漏れのないものに限る。）及びその他指示した必要な書類等を当校に提出することをもって契約成立とします。

- 2 契約成立後、入校日までに入校申込者の都合により入校をキャンセルする場合は、解約手数料として5,500円（税込）をお支払いいただくことにより、契約を解除することができます。

第4条 (教習料金の支払い)

教習は次の教習料金の支払いを受けて以降の近接する入校日から開始します。

- (1) 現金持参：入校日（入校当日可）までに基本教習料金及び別途料金（オプションプラン料金を含む）の全額を支払っていた点。
- (2) 現金振込：入校日の前日までに基本教習料金及び別途料金（オプションプラン料金を含む）の全額を当校の指定口座に振込んでいただき、振込が確認できた地点。
- (3) ローン：この場合は、ローン会社への申込みを行い承認され、本校への申込み手続きが完了した時点。
○ローン会社の審査にとおらない場合は、ローンを利用しての入校申込みはできません。
○審査には時間が要するため、入校日の前日までにあらかじめローンの手続きをすべて完了して下さい。

第5条 (遵守義務)

入校者が次のいずれかに該当したときには直ちに契約解除・退校とし、それに対し異義のないものとします。この場合、転校の手続きや教習料金等の返金は理由の如何を問わず一切致しません。

- (1) 本入校規約に従わないとき、または従う意思がないと当校が判断したとき。
- (2) 乱暴な言動等に対する当校職員からの注意指導に従わないとき。
- (3) 他の人に迷惑になるような大声で騒いだり、教習に関係のない物を持ち込んで遊んだり、規律を乱す言動・行動をしたとき。
- (4) 酒気帯び状態や禁止薬物使用状態の他、不正な行為を行って教習・検定等を受けたとき、または受けようとしたとき。
- (5) 入校者の行為により当校若しくは他の入校者が損害を受け、またはそのおそれのあるとき。
- (6) 当校内（送迎バス利用時を含む）で法令や公序良俗に反する行為をおこなったとき。
- (7) その他前各号に準ずる不適切な行為を行ったとき。

第6条 (免責事項)

入校者が次のいずれかの事由により損害を被られた場合は、当校は一切の責任を負いません。

- (1) 自然災害、官公庁の指示・命令、その他やむを得ない事由により生ずる教習日程の変更又は教習の中止により生ずる損害。
- (2) 教習中の交通事故（入校者の不注意、相手方の不注意により発生した交通事故）で当校が加入する自動車損害保険の補償範囲を超える損害。
- (3) 教習を外れた自由行動中の事故等による損害。
- (4) 入校時、違反や事故等の虚偽申告により卒業後、運転免許試験場にて受験できなかったり、免許の拒否や保留になった場合。
- (5) 貴重品は自己管理に努めるものとし、盗難、紛失にかかる損害。
- (6) 卒業及び免許取得ができないことにより生ずる損害。
- (7) 高校生の場合で、所属高等学校長の承認を得ることができないために免許申請ができない場合。
- (8) その他当校の責によらずに生じた損害。

第7条（中途退校の精算）

入校者の都合により中途退校（転校）する場合や教習期限切れの場合は、入校金、学科教習料金、教材費、適性検査料金及び写真代は返金できません。それ以外の料金については、入校者本人からの申告があった場合、未受講単位で、当校の定める計算方法で算定します。ただし、教習の進度によっては返金できない場合や追加料金を請求させていただく場合があります。

第8条（追加料金）

基本教習時限数、検定回数等を超えて教習、検定等を受ける場合は、その分の追加料金を次により計算し、第1段階における分は修了検定申込み時、第2段階分は卒業検定申込み時にお支払いいただきます。

免許種別	修了・卒業検定料金（税込）	追加・延長・補修料金（税込）
普通自動車	4,400円	5,280円
準中型自動車	4,400円	6,050円
中型自動車	5,500円	6,050円
大型自動車	6,600円	8,800円
二輪自動車	4,400円	4,400円

第9条（教習キャンセル料金）

入校者の都合により、当日に下記の教習内容について教習開始時刻の10分前までに配車処理（受付で教習原簿を受け取り予約カードを提出すること）を済ませていない場合は、下記のキャンセル料金をお支払いいただきます。

ただし、教習開始時刻の10分前までに入校者本人から連絡があった場合は不要です。

教習内容	キャンセル料金（税込）
技能教習（追加・延長・補修含む）・技能検定・原付教習	2,200円
セット教習（技能＋学科）	2,750円
応急救護処置教習	1,650円

第10条（反社会的勢力の排除）

暴力団関係者（「和歌山県暴力団排除条例」（平成23年7月1日施行）参照）及び反社会的勢力（「企業が反社会的勢力による被害を防止する指針」（平成19年6月19日付犯罪対策関係会議幹事会申合）参照）に該当する方、並びに刺青、タトゥー、それらに類似するものをしている方の入校申込みはお受けできません。

- 2 第3条の契約成立後、申込者（入校者）が暴力団関係者及び反社会的勢力に該当することが明らかになった場合には、直ちに契約を解除し退校していただきます。その際、一切返金に応じることは致しません。

第11条（その他）

教習期間内の来校頻度・技能習得状況・検定合否・学科試験合否等によりしますので、入校者の卒業及び免許取得を保証するものではありません。

- 2 入校者の故意または重大な過失によって当校に損害を与えた時は、その損害を弁償していただきます。
- 3 本規約は予告なく変更する場合があります。

附則

本規約は、平成29年11月 7日から施行する
 平成30年 6月 1日一部改正
 令和 1年10月 1日一部改正